

室内でも楽しめる 遊びなどを動画で紹介

遊びと交流の広場が再開されるまでの間、みんながにっこり笑顔になれるよう、親子で楽しめるふれあい遊びや、身体を動かす表現遊びをやっちと一緒に動画で紹介しています。この動画を見て、親子でふれあいながら遊んでみてください。市HPか右上のコードから見られます。(すてっぷ21大和田)



#食べよう八千代キャンペーン

市内の飲食店を応援する「#食べよう八千代」キャンペーン。テイクアウト(持ち帰り)やデリバリー(出前)に対応しているお店を観光ガイドアプリ「ココシルやちよ」で紹介し、みんなで利用することで飲食店を応援するキャンペーンです。お店も随時募集しています。詳しくは、右上のコードか、観光推進室☎483-1151へ。



新型コロナウイルス感染症相談窓口

5月7日現在。変更になる場合があります

息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や、高齢の人・基礎疾患のある人・妊娠中の人で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合、それ以外の人でも比較的軽い風邪の症状が続く場合は、すぐにでも帰国者・接触者相談センターに相談を。

症状が出たら帰国者・接触者相談センターへ

習志野健康福祉センター(習志野保健所)

- ▶電話 ☎047-475-5154
※時間外は千葉県電話相談窓口へ
- ▶ファクス ☎047-475-5122
※聴覚障害や電話相談が困難な人
- ▶受付時間 午前9時～午後5時(平日)

相談した結果、感染の疑いがある場合は、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

最新の情報は
市HPか右のコードから



千葉県電話相談窓口

- 心配な症状が出たときの対応やPCR検査に関すること
- ▶電話 ☎0570-200-613
- ▶受付時間 24時間(土曜・日曜日、祝日を含む)

厚生労働省電話相談窓口

- 国内の発生状況、政府の対策、症状に関することなど
- ▶電話 ☎0120-565653
- ▶ファクス ☎03-3595-2756
- ▶受付時間 午前9時～午後9時
(土曜・日曜日、祝日を含む)

八千代市電話相談窓口

感染の予防に関することなど(健康づくり課)

- ▶電話 ☎047-483-4646
- ▶ファクス ☎047-482-9513
- ▶受付時間 午前8時30分～午後8時
(土曜・日曜日、祝日を含む)

小・中学校に関すること(指導課)

- ▶電話 ☎047-481-0301
- ▶ファクス ☎047-486-3199
- ▶受付時間 午前8時30分～午後5時(平日のみ)

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの人へ各種支援を行っています

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの人に対して、各種支援を行っています。詳しくは各問い合わせ先へ。5月7日時点の情報をもとに作成しています。最新の情報は、市HPか右のコードから確認してください。

その他の国・県などの支援については、詳細が決まり次第市HPなどでお知らせします。



税金・水道料金の支払いにお困りの人

■地方税の徴収を猶予する特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入に相当の減少があった人は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けられます。担保は不要、延滞金もかかりません。①②を満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)が対象。

①令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)で、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること、②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

申請期限は、6月30日(火)、または猶予を受けようとする地方税の納期限のいずれか遅い日までです。(納税課)

■市税の徴収猶予制度

新型コロナウイルス感染症に関連するなどして①～④のいずれかに該当し、税金を期限内に納付することが困難な場合、原則として1年以内の徴収猶予制度があります。

①感染症が発生した施設で消毒作業が行われたことにより財産に相当な損失が生じた場合、②本人または家族が病気にかかった場合、③事業を廃止、または休止した場合、④事業に著しい損失を受けた場合。

また、他に滞納している税金がない人が、市税をまとめて納めることで、事業の継続や生活の維持が難しい場合、換価の猶予制度がありま

す。該当するときには、納付期限から6か月以内に申請をすることで、1年以内の期間に限り猶予を受けられます。(納税課)

■水道料金・下水道使用料

新型コロナウイルス感染症の影響で、水道料金・下水道使用料の支払いが一時的に困難になった場合は、支払期限の延長や分割納付など、支払いの猶予の相談に応じます。料金の収納事務を委託している第一環境株式会社八千代営業所☎483-5403または市上下水道局給排水相談課☎483-6155へ相談してください。

生活資金にお困りの人

■住居確保給付金

離職・廃業または休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないが同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対し、家賃相当額(上限あり・原則3か月)を支給します。

主な給付要件は、①離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況、②主たる生計維持者、③収入額や預金額が一定基準以下であること。

ほかにも複数の要件があります。詳しくは、くらしサポートチームふらっと(市社会福祉協議会)☎483-3021か福祉総合相談室へ。

■八千代市社会福祉協議会から

新型コロナウイルス感染症の影響で休業や失業となり、生活資金でお困りの人(世帯)に特別貸付を行っています。問い合わせは、八千代市社会福祉協議会☎483-3021へ。

①緊急小口資金 ▶対象者 休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ▶貸付限度額 20万円以内(無利子)

②総合支援資金 ▶対象者 収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困

難となっている世帯 ▶貸付限度額 複数世帯は月20万円以内、単身世帯は月15万円以内(無利子) ▶貸付期間 原則3か月

国民健康保険加入者へ

■傷病手当金

国民健康保険に加入している被用者(給与の支払いを受けている人)のうち、新型コロナウイルスに感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われ、労務に服することができなかった人に、傷病手当金を支給します。支給には要件があります。詳しくは市HPをご覧ください。か、国保年金課へ。

■被保険者資格証明書の提示を

国民健康保険の被保険者資格証明書を交付されている人は、新型コロナウイルス感染症の疑いで帰国者・接触者外来を受診される場合、保険証を提示したときと同じ窓口負担割合(3割または2割)で受診できます。新型コロナウイルス感染症の発症が疑われる場合は、帰国者・接触者相談センターに相談の上、帰国者・接触者外来を受診するときには「被保険者資格証明書」を提示してください。(国保年金課)

中小企業の事業者へ

■経済産業省から

企業への影響を緩和し、支援するための施策を行っています。支援策をまとめたパンフレットは、同省HPから見られます。資金繰り支援全般に関するお問い合わせは、中小企業金融相談窓口☎0570-783183(9時～17時)へ。

■セーフティネット保証・危機関連保証

市では経営の安定に支障が生じている事業者を支援するため、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証に関する認定手続きを行っています。手続きなど、詳しくは市HPをご覧ください。か、商工観光課☎483-1151へ。